

土地所有にかかわる「伝統」と「近代」の相克を めぐる幾つかの論点について

メキシコ・チアパスの事例を参照項に

崎山政毅

はじめに

本稿で論じようとする問題は、第一に、土地の近代的私的所有にたいする農民共同体の「伝統」にもとづく抵抗や交渉の歴史的 - 社会的根拠を、地域の具体的な歴史性をつねに念頭におきながら、理論化するための前提となりうる論点である。そして第二に、メキシコ・チアパス州の農村共同体のメキシコ革命以降の過程を追いながら、第一の理論的設定に相応して現われる諸点である。

論を進めるうえでまず検討の対象となるのは、マルクス的な問題設定をめぐる議論である。そうした問題設定に関連しては、たしかに支配的な「グランド・セオリー」として神秘化された役割はすでに否定されている。だが、動的な支配構造とそこにおける社会的諸関係、とりわけ土地をめぐる生産諸関係を批判的に論じるにあたって、周辺からの読み換え・読み直しという条件を必須の前提にすれば、マルクス的な問題設定は今なお有効な批判の武器たりうるものである。

もちろんこの主張は、マルクスの著作にすべてが書いてある、といった愚かしい信仰に立ち戻ることを意味などしない。マルクス主義と経済人類学との関連をめぐって山崎カヲルが言うように、そこで焦点となるべきなのは新たな問題設定の（再）発見でなければならない¹⁾。

1. 社会構成体の概念的再構成による歴史認識

この作業をはじめめるためには、歴史認識にかかわる確たる理論的なスタンスが求められる。ではそのスタンスとはどのようなものなのか。まずその観点が明らかにされなければならない。

資本制的生産に「先行する」社会の諸形態と資本制社会との連関について、マルクスは『経済学批判要綱』の未完の「序言」における「経済学の方法」の節でこう述べている。

ブルジョア社会は、もっとも発展した、もっとも多様な、歴史的生産組織である。それゆえ、その諸関係を表現する諸範疇は、その編成の理解は、同時に、すべての滅亡した社会形態の編成と生産諸関係との洞察を可能にする。それは、ブルジョア社会がこれらの社会諸形態の残片と諸要素をもつてきずかれたものであって、そのうちの部分的にまだ克服されていない遺物がこの社会のなかで余命を保っていたり、ただの予兆にすぎなかったものが成熟した意義をもつものにまで発展していたりする、等々だからである。人間の解剖は、猿の解剖のためのひとつの鍵である。反対に、より低級な動物種類にあるより高級なものへの予兆は、このより高級なもの自体がすでに知られているばあいには

け、理解することができる。こうしてブルジョア経済は、古代その他の経済への鍵を提供する。しかしそれはけっして、すべての歴史的な区別を抹消して、すべての社会諸形態のうちにブルジョア的形態を見るような経済学者たちの方法ではない。…そのうえ、ブルジョア社会自体が発展の一つの対立的形態にすぎないから、以前の諸形態の諸関係は、ブルジョア社会においては、しばしばまったく萎縮した姿で見いだされるか、あるいはまた、まったく変わりはてた姿で見いだされるかするにすぎない²⁾。

ここに表現されている社会構成体の歴史にかかわる認識は、きわめて重要な論点を構成している。それは、現在社会から先行する諸社会をいかなるものとしてとらえるのか、という方法論的な設定である。

その設定が表現されているのが、本来であれば別個に設定しう猿の解剖と人間の解剖とを進化論に基礎をおく「発展」の観点のもとでつなげた奇妙な一節「人間の解剖は、猿の解剖のためのひとつの鍵である」にほかならない。この奇妙な一節をめぐって、今村仁司は、上記引用に表われている歴史に関わる方法論を次のように述べている。

この文章は、具体的な歴史的過程のなかで、後の社会が先行する諸社会を構成していた諸要素(「残片」)を変容させて保存していることを主張している。変形して保存するというのは、マルクスの言葉でいえば「萎縮した姿」あるいは「まったく変わりはてた姿」で現存社会のなかに組み入れられていることを意味する。たんに現存社会のなかに過去の遺物が偶然的に残存していると言いたいのではなく、過去の経験(ここでは過去の諸社会)を変形的に保存する以外には現存社会はありえない、というのが肝心の論点である。ノ現存社会のなかに過去の「滅亡した」種々の社会(の本質的要素)を種々に変形し組み合わせ、ひとつの編制体(Gliederung, Formation)を構築しているからこそ、現存社会の構成体のなかに実在する諸要素の形態的差異を概念的に(ミクロロジックに)区別することによって、過去の社会の基本構造を遡及的に認識することができる。ノここでは、歴史の不連続的継承(変形と温存)の歴史哲学と過去の経験の認識論的説明とが結合している。過去を実証主義的に「かつてあったままに」認識することは不可能だとマルクスは宣言しているのである³⁾。

今村の論に重ねて言うならば、こうなる。マルクスが方法として強調しているのは、分析の対象となる、現在における一定の社会構成体の不可欠な要素として現在社会をおりなす「過去の諸社会」の「萎縮した姿」「まったく変わりはてた姿」の形態の本質的差異を抉剔し、それを概念化することをつうじて、現在に組み込まれた過去の社会の諸力を概念的に再構成する、という作業なのである。

それは過去の諸要素の現存にかんする事実確認でも、実証主義がひそかに遂行している、過去への現在の投影としての「あるがままの過去」の表象形成でもない⁴⁾。あくまで重点は、過去としての過去ではなく、現在に不可避免的に組み込まれることで「いま・ここ」で見出される、必然的に現在化された過去にある。

つまり、「伝統」と「近代」の相克という論点に関連させるならば、過去からの平坦な連続性のもとに設定された「あるがまま」の「伝統」と、それとは切断された「近代」という、ふたつの独立した力のあいだの相克が問題なのではない。現在として現われている「近代」のヘゲモニー下における、「近代」的諸力と、現在における過去として変形されながらも温存されている「伝統」的諸力との相克が対象とならなければならないのである。

だが、マルクスの上記引用での方法は、現実の歴史過程のなかで境界画定されてきた一社会の発展における、現在と過去との、あるいは「近代」と「伝統」との関連をめぐる概念的把握であった。このことに注意を払う必要がある。

そのことをふまえると、現実の歴史過程が、同時代的に隣接・併存していた異なる社会構成体の、近代資本制という一支配様式への取り込みの過程であったならば⁵⁾、歴史的時間の前後関係としての資本制とそれに先行する諸社会という関連は、変形されなければならない。

この点にかんする小谷汪之の簡にして要を得た指摘を見ておこう。

近代世界には「近代社会」と、まだ「近代化」されていない前近代社会とが同時併存的に存在しているのではけっしてない。「近代社会」と「近代社会」そのものによって創出された「非近代社会」とが、複合的に、相互規定的に存在しているのが近代世界の構造なのである⁶⁾。

つまり、資本制が支配的な生産様式としてふるまうことを可能にする諸生産様式の接合（過程）において、「資本制に先行する諸社会」が資本制のヘゲモニーのもとで解体され・取り込まれ・温存された姿形（小谷の言う『近代社会』そのものによって創出された『非近代社会』）を、「伝統」の様相としてとらえなければならないのである。そして、その探究（概念的再構成）の結果として抉剔された「伝統」と支配的な力としての「近代」との歴史的緊張関係が分析されなければならない。

2. 問題としての土地（所有）

では、土地所有を第一義的な対象とするべきなのか。これは妥当な課題であるように見えながら、土地所有を近代以前からの歴史通貫的なものととらえるならば、大きく的を外している。たしかにラテンアメリカのような近代国民国家の中に古くからの（先住民）農村共同体が多数存在している地域においては、土地所有の問題が政治的・社会的なコンフリクトの根源をなしていることがしばしばだ。だが、これは近代資本制の取得＝所有様式の成立をもって、はじめて社会的なひろがりをもつ問題となりえたものであった。『資本論』現行版ではそのことを次のように述べている。

人間はしばしば人間そのものを奴隷の姿態で原初的な貨幣材料としてきたが、土地をそうしたことはかつてなかった。このような観念は、すでに発展をとげたブルジョア社会においてのみ出現した。その始まりは一七世紀の最後の三分の一期のことであり、その実施が国民的規模で試みられるのは、それからやっと一世紀後、フランスのブルジョア革命のなかにおいてであった⁷⁾。

この引用において「土地」と訳されている原語は、Grund und Boden、すなわち「土地と土地体」である。つまり、「所有地」という訳がしばしばあてられる「土地と土地体」が、ブルジョア社会の支配下においてはじめて貨幣材料へと変換されるにいたった、という事態が述べられているのである。じっさいには、この認識は歴史的な事実誤認を含んでいる。だが、論点を土地所有が社会的に問題化されることにしよれば、マルクスの指摘は基本的に受け容れられうる。

「土地と土地体」が「所有地」として貨幣材料となる、というこの指摘の前提をなすのは、ある商品への貨幣形態の固着を可能とする「共同体同士の接触」とされている。この点についてマルクスは、同じ交換過程論中で「共同体間の接触」による商品交換の「開始」をこう述べる。

物はそれ自体としては人間にとって外的なものであり、それゆえ譲渡されうるものである。この譲渡が相互的であるためには、人々は、ただ、黙って、その譲渡されうる物の私的所有者として、またまさにそうすることによって相互に独立の人格として、相対しさえすればよい。しかし、このような互いに他人である関係 *Verhältnis wechselseitiger Fremdheit* [互いに無関係・無差別な関係] は、自然発生的な共同体の成員にとっては…実存しない。商品交換は、共同体の終わるところで、諸共同体が他の諸共同体または他の諸共同体の諸成員と接触する点で、始まる。しかし、諸物がひとたび対外的共同生活で商品になれば、それらのものは反作用的に、内部的共同生活においても商品になる⁹⁾。

上の叙述をめぐっては、長原豊が以下のような論を展開している。

…マルクスが…文脈的にはやや唐突に　しかも史実的にもやや誤って　書き付け、労働力と土地の商品化（分離）のまさに近代的意義を交換過程論において暗示したことの意味は依然として重い（この「登記」は、占有 - 所有を貫く捕獲 - の - 手段 *An-Fang* である）。というのも、かれら交換者は、太初にありき行為をまさに商品として相互行為している、とマルクスは論じているからである。ここでは行為が端緒とされながら、しかし、ある一点すなわち交換過程において解決されるべき所有という問題の困難を除いて、もはやすでに端緒ではない。こうした矛盾に頭を抱えるマルクスは、したがって、そこで 太初 を持ち出しながらも、この 太初 は、資本主義の商品を暗黙の裡に担保してきた所有権（への生成を予料される占有）とそれへの舞台を設える近代国家へと還元・併呑されるための形式化を待つ汚染 混淆的な端緒（への磨耗）でしかない。……この太初にあった何ごとかは「ロゴス」から「言葉」へ、「言葉」から「意味 - 思慮」へ、「意味 - 思慮」から「力 - 法的効力」、そして最後に「行為 - 商品」へと、順次、第一の端緒 *Anfang* から複数の端緒を経巡って、第一の端緒へ円環する。それは「空虚な形式 *form vide*」の表層的連絡による（人間の）行為「捕獲」であり、またこうした空虚な形式を国家が外から占拠するために到来しながら、資本主義的商品はその到来を内発的なそれとして記述することで円環を閉じようとする⁹⁾。

長原は、「諸物がひとたび対外的共同生活で商品になれば、それらのものは反作用的に、内部的共同生活においても商品になる」というマルクスの叙述、とくに反作用的に内部化するという論点を、「国家が外から占拠するために到来する」という、共同体の社会あるいは資本制に先行する社会におけるブルジョア国民国家の（「外から」の到来が内的な反作用として内部化した）発生と見ているのである。

この長原の論は実に興味深い。なぜならば、彼の論は、資本制の支配的ヘゲモニーのもとにおける諸生産様式の接合にかんする　本稿の課題を明示的に考えれば、近代世界化がすでになされた地における土地をめぐる「近代」と「伝統」との相克の場にかんする　新たな観点を求めるからである。

それはどのような観点なのか。

旧来の生産様式接合論においては、接合が所与の前提とされ、動的という修辭が叙述において用いられながらもその前提は確固とした静的状況とされてきた。そのため、非資本制的生産諸様式の側からの、資本制による支配的ヘゲモニーへの接合にたいする「反応 = 反作用（過程）」

が十分に明らかにされてこなかった。

この反応 = 反作用として現われる、たとえば農民反乱のような、接合がもたらした接触と変容へ人間集団の反応を対象とする研究は、たしかに多くのすぐれた成果を生んではいる。だが、それは「近代」と「伝統」とに二分された世界に生じたのではなく、E.P.トムソンが『イングランド労働者階級の形成』において描いたような、適応と抵抗との相互に絡み合い相互に（そして事後的に予期しない）効果をもたらすような不可逆の過程であったのである。

つまり、例にとった農民反乱の場合で言えば、それらが「伝統」にもとづくものとして表現されていても、生じた「そのとき・その場」においてすでに「近代」のもとにあったのであり、それらは内発的でマクロな反作用としての国民国家の出現と国家への包摂を、意図せずに自ら準備していたといえる。

とはいえ、包摂・接合がそのまま全面的かつ一様な「近代」の完成を意味しているわけではないことは明らかである。内部へと変形・解体・温存された諸要素、言い換えれば、資本制にとっての「内部化された外部」あるいは資本制的「非資本制」が今なお重要な問題をかたちづいている¹⁰⁾。

3. 非資本制社会あるいは共同体社会の発展にかんするマルクスの議論

以上の論点をふまえたうえで、「伝統」と「近代」の相克を考えるとすれば、それはいったん生産様式接合の問題へと差し戻されることになる。西洋中心主義的な理論構成への自己批判にもとづいて展開された、「諸生産様式の接合」をめぐる論争は、いわゆる「資本の文明化作用」の理論的脱中心化でもあった。だがその検討に入る前に、資本制によって「外」から貫入されつつある非資本制的社会の発展にかんするマルクスの論をふまえておこう。

『資本論』第二部の資本循環論（資本の循環 = 蓄積過程論の未完の草稿）に、マルクスは次のように書いている。

...資本制的生産の基本条件 賃労働者階級の定在 を生み出すその同じ事情は、いっさいの商品生産の資本制的商品生産への移行を促進する。資本制的商品生産は、それが発展するのと同じ程度に、あらゆるより古い、主として直接的自家需要を目的にして生産物の余剰だけを商品に転化する生産形態にたいして、分解的解体的に作用する。それは、さしあたり外見上は生産様式そのものを侵害することなしに、生産物の販売を主要な関心事にする。たとえば、資本制の世界貿易が中国人、インド人、アラビア人などのような諸民族に与えた最初の作用がそうであった。しかし第二に、この資本制的生産が根を張ったところでは、それは、生産者たちの自家労働にもとづくか、または単に余剰生産物を商品として販売することにもとづく、商品生産のすべての形態を破壊する。それは、まずもって商品生産を一般化し、それからしだいにすべての商品生産を資本制的商品生産に転化させる¹¹⁾。

この叙述は、資本制的蓄積過程の対外的発現形態としての「資本の文明化作用」についてマルクスが言及した（おそらくは）最後のものである。しかしこれを資本制の破壊的な力の世界的・一般的妥当性として読むわけにはいかない。なぜなら、ちょうど同じ時期（1877年11月前後）に、マルクスは、『祖国雑記』編集部への手紙を執筆し、『資本論』の適用限界、言い換

えれば『資本論』の分析枠組みが非西欧社会には直接的に妥当しないことを明言しているからである。現在からみれば、理論の西欧中心主義を対象化しようとした試みともとらえられるこの言明は、数年後のヴェラ・ザスーリッチへの手紙においてさらに明晰につぎのような叙述として現われる。

「つまり、資本制体制の基礎には、生産者と生産手段の根底的分離がある。……この進化全体の基礎は、耕作民の収奪である。この収奪が根底的になしとげられたのは、いまなおイギリスだけである。……だが、西ヨーロッパの他のすべての国も、同じ運動を経過する」(『資本論』フランス語版、315ページ)。

だから、この運動の「歴史的宿命性」は、西ヨーロッパ諸国に明示的に限定されているのです。このように限定した理由は、第三章の次の一節のなかに示されています。

「自己労働にもとづく私的所有……は、やがて、他人の労働の搾取すなわち賃金制度にもとづく資本制的私的所有によってとって代わられるであろう」(前掲書、341ページ)。

こういうしだいで、この西ヨーロッパの運動においては、私的所有の一つの形態から私的所有の他の一つの形態への転化が問題となっているのです。これに反して、ロシアの農民にあっては、彼らの共同所有を私的所有に転化させるということが問題なのでしょう。

こういうわけで、『資本論』に示されている分析は、農村共同体の生命力についての賛否いずれの議論にたいしても、論拠を提供してはいません。しかしながら、私はこの問題について特殊研究を行ない、しかもその素材を原資料のなかに求めたのですが、その結果として、次のことを確信するようになりました。すなわち、この共同体はロシアにおける社会的再生の拠点であるが、それがそのようなものとして機能しうするためには、まずは、あらゆる側面からこの共同体におそいかかってくる有害な諸影響を除去すること、ついで自然発生的発展の正常な諸条件をこの共同体に確保することが必要であろう、と¹²⁾。

この「ザスーリッチへの手紙」に現われている共同体の発展にかんする観点は、ロシア皇帝アレクサンドル二世の暗殺によって宙吊りにされ、現実過程としては消え失せることになる。だが、理論的な意義が失われたわけではない。

何よりも、農村共同体が社会的再生の拠点であるという指摘、さらにその可能性を確たるものにするために「あらゆる側面からこの共同体におそいかかってくる有害な諸影響を除去すること、ついで自然発生的発展の正常な諸条件をこの共同体に確保することが必要」とする指摘が重要である。

もちろん事態はそのようには進まなかったことをわれわれは知っている。資本制の支配的ヘゲモニーのもとに非資本制的諸社会が接合されるという新たな状況が生起してきたからである。そしてそれは、現在われわれが対象化するべき問題に直結している。この問題に取り組むさいに枢要な前提をなすのが、資本制によって取り込まれた諸社会の側から、言い換えれば周辺から問題状況をとらえなおすというスタンスにほかならない。

それでは、周辺からのとらえなおしという問題意識のもとで、先に引用した「資本の文明化作用」にかんする断章を読むとすれば、どうなるか。それは賃労働者階級の定在を前提とする、「資本制的生産が根を張ったところ」という限定を積極的なものとしてとらえる視点を要請するだろう。

4. 空間論的な視座の導入

では、「資本制的生産が根を張ったところ」という限定を、どのように受けとめればよいのだろうか。この限定のもとで周辺資本制における接合の問題を考えるにあたっては、空間論的な視座を導入する必要がある。それは以下のような理由による。

たとえ「封建的」な装いをとっていても、近代に内在する諸力は「前近代」という単線的な時間の指標によって特徴づけられるべきではない。問題は、第一に、近代に論理的・状況的に「先行」する諸条件、すなわち資本制の支配下に組み込まれた「非資本制」の諸条件がいかに存在しているのかという様態の解明にある。そして第二に、分析対象の地域をふくむ近代的社会構成体（本稿にあっては資本制的共和制としてのメキシコ）の運動原理のもとで、その在り方が、地理的に不均等な資本制の発展と当該地域における生産諸関係（さらには社会的諸関係）とが相互に照応している具体的な接合動態において表現されることの解明が求められる。

資本制の「発展」という面を過度に強調するならば、歴史の時間をもたない理論的設定のもとでの資本の運動の一般法則の分析が主軸となる。だがそれだけでは、発展の不均等の偶有性あるいは必然性も、当該地域で歴史的に構造化され再生産されてきた社会的諸関係も、つまり具体的な社会構成における支配の様態が解き明かせない。

エルネスト・マンデルは、この問題について、「資本の蓄積は、資本の不均等で結合的な運動の相互に規定しあう契機として、発展と低開発とを自ら生み出す」¹³⁾と述べている。この指摘を別の側面から述べたものとしては、たとえばクリスチャン・パロワの以下のような言がある。

世界規模での資本の自己拡大がさまざまな生産部門の国際的展開をささえるために、画一性への傾向が支配的に思われる。だがこの観点は、ある産業部門が国際化するとき差異化が生じる事実を考察できていない。差異化を引き起こしながら生産や交換の新たな条件が創出され、画一化の傾向性がある場所で消失し除去される。…画一性の傾向は差異化のための条件をもたらすのである¹⁴⁾。

ラテンアメリカに端的にみられるような、人種主義を不可避的にもとなう搾取関係は、地域内部・国内・国際（貿易関係）の各々の領域における不等価交換にもとづく価値移転によって不断に再生産されるが、それはまさしく一般的な画一性が準備する空間的な差異化のもとでの接合においてはたされる。

とはいえ、ここではまだ、理論空間における一般的な資本の傾向性が主要なファクターとしてとらえられている。不均等性と接合つまり一般法則と各地域の固有性との相互規定関係は、いまだそれに付随する問題でしかない。それは理論において把握された資本制が基本的に都市空間を前提にしているからであり、農民・農村の問題とりわけ土地をめぐる相克を問題化しようとするならば、周辺からの逆照射によって論の構成そのものが編成替えされなければならない。

つまり、一様な周辺ではなく、権力関係がもたらす差異化のもとで多様性として現われる社会的・空間的構成体がまずは対象とされる必要がある。

こうした必要性を考えるにあたっては、西欧における「資本制の展開」 主体 = 自己認識と同一化されて把握された「歴史」のなかにとらえられるそれ が、きわめて強力な傾向として共通の「歴史性」を有することをここで再確認しておくことが重要である。このさいの

「歴史性」とは、レトロスペクティブにとらえかえされた連続する過程という側面と、西欧の世界的ヘゲモニーの確立によって形成され再生産されてきたグローバルな発展モデルの側面とを、ともに含んでいる。

しかし、世界の各地で国民経済という制服をまとった資本制は、西欧と同様に展開してきたのだろうか？

西欧資本制の発展そのものの原基として、新大陸をはじめとした諸地域からの富の収奪があったという現実については、世界システム論の指摘を俟つまでもない。収奪の強制を主な契機に形成された「植地的近代」における社会構成体は、西欧で「過去」として把握された過程を経ることはなかった。

ラテンアメリカにおいては、商人資本的な諸関係を基礎としながら、そこでの労働・生産をめぐる支配的な社会的諸関係は一見「封建的」な形態を表現する。これをアルゼンチンの経済史家セルヒオ・バゲーは、「胚胎的資本制 Capitalismo embrionado」と呼んでいる¹⁵⁾。現象叙述的で曖昧さを多分に残した、つまりは前・概念的な名辞だが、バゲーのこの設定には、従来「跛行的」「歪んだ」「不十分な」といった形容の下に描かれてきた資本制の貫入＝近代の浸透をめぐる、周辺部資本制の新たな解明の糸口が含まれてもいる。

なぜならば、「跛行的」などなどのさまざまな形容詞は、単一モデルとしての「資本制の発展」図式を前提としなければ成り立たないからであり、じっさいの歴史的過程はモデルを裏切ってきたからにほかならない。

実現されるべきモデルに到達しえない「近代」の諸過程における、紆余曲折と矛盾にみちた展開が、あらためて問題設定の俎上にのせられなければならない。

さて、論点をチアパス（一枚岩の「地域」として十把一絡げすることは到底できないのだが）に絞れば、上の設定が要請する諸条件は、以下のようにまとめることができる。

まず、周辺資本制における接合様態の理論的解明が基礎となる。紙幅の関係で詳しく述べることは別の機会をまちたいが、基本的には次のような構図である。すでに政治的独立以降、とりわけ1917年憲法以来のチアパスの土地所有は、人種主義的大地主による資本制的大農場の経営とそれとの先住民農業労働者の商品作物生産が支配的な様態となっており、そこに小農・貧農の自家消費のための生産に向けられる小規模の私有地、そして国家の認証のもとにおかれた「共有地」とが接合された空間配置が形成されてきている。そのため、土地をめぐるコンフリクトは、前近代的な占有と近代的私的所有との葛藤ではなく、近代的所有の支配的ヘゲモニーのもとで分節化された「非資本制的」な要素をのこす所有および共同占有と近代的所有との間のものとなっているのである。そしてこうしたコンフリクトが、基本的には法的な側面での衝突・抵抗あるいは交渉として立ち現れる。

それゆえつづいて、言説（あるいは社会的意識形態）として編成されている法体系に代表される一般性を有する力の場としての「近代」を念頭におくことが確認される必要がある。なぜならば、メキシコにおける資本制的共和制のもとで土地をめぐる諸関係をもっとも如実に顕にするのが、法的な諸限定であるからである。

そのうえで、チアパスにおける「近代化」は、西欧的近代の抑圧がいかに強くとも、決して西欧的なモデルに還元できない状況に導入された力もたらした連鎖する諸結果であり、西欧

的なモデルとの距離や格差で全面的に規定することはできない。労働関係（生産関係）と土地との連関や土地をめぐる諸観念の具体的な関係性をもとに、つねにすでに異なる「発展」、新従属論の言葉を借りるならば種々の多層的な「低開発の開発」を強いられた場での、土地をめぐる問題設定が必要とされる所以である。

5. 法的領域における諸問題 ベヌスティアーノ・カランサ共同体の事例

つぎに問題となるのは法言説的な側面である。

ここでは、具体的な問題を浮き彫りにしているメキシコ・チアパス州のベヌスティアーノ・カランサ共同体の事例を紹介しておこう。

現在にいたるもなお、きびしい人種主義支配がつづくチアパスにおいては、基礎となるデータが支配層の利害と直接的にかかわっているために、調査・分析をすすめることがきわめて困難な状況にある。そのため、革命以来の諸政権のうちで、もっとも真剣に農地改革をおしすすめたラサロ・カルデナス大統領時代の最終年である1940年に行なわれた土地センサスが、これまでのところもっとも信頼に足る基礎資料である。そして、そこから見て取れる土地所有あるいは土地分配をめぐる状況が、チアパスの基本的な社会の様態としてこの時点までに確立されていたと考えてさしつかえない。

1940年のセンサスによれば、チアパスにおける土地所有者のわずか2.6%にすぎない733人が、耕作可能地の63%におよぶ2,542,526ヘクタールを所有している。これらの大土地所有者のなかでも、21人が857,101ヘクタール（一人平均40,814ヘクタール）を取得しており、そのうちでもっとも極端な事例である9人にいたっては、630,532ヘクタール（一人あたりに90,076ヘクタール）を所有している。このわずかな数の大地主たちが、「チアパス一族」と呼ばれる白人を軸とした現地支配層を構成している。

それに対して、土地所有者の76.97%にあたる14,620人が、わずかに耕作可能地の4.39%、28,911ヘクタール（ひとり平均1.98ヘクタール）を所有している。これらの土地所有者のほとんど全員が、農業経済学的には「小農」あるいは「貧農」として範疇化される存在であることは言うまでもない。彼らの多くが先住民である。

チアパスにおいては、平均5ヘクタールが自家消費のための生産にあてられてようやく生活が維持できるとされていることから考えて、この数値は生存維持経済以前の状態といわざるをえない。そのため、多くの先住民農民たちは、大地主の土地収奪によって基盤をうしなった生活をささえるために、大地主の支配のもとにしばりつけられた労働に従事しなければならない

さらに問題をきびしいものに行っているのが、これらの貧しい農民たちの土地の周辺に存在する、「耕作可能だが未開墾 *explotables pero inexplotados*」という範疇に入れられた1,180,694ヘクタールの土地である。自由にそれらの土地を開墾し、自分たちの経済活動に役立てることができれば、彼らの生活にのしかかる重圧も軽減できるのだろうが、州政府による開墾禁止令や大地主たちの妨害のために、そうした活動はほとんど不可能といえる。

耕作可能地で作られている農産物は、ほぼ5種類に限定されている。大農場において生産されるコーヒー、カカオ、バナナの3つの換金作物と、小規模な土地で生産され自家消費にまわさ

れる基礎穀物としてのトウモロコシおよびフリホール豆である。

これらをまとめると、チアパスの土地をめぐる状況の特質は、次のようにまとめることができる。第一に耕作地・開墾地の不十分性、第二にきわめて制限された作物、第三に人種主義的社会構造と化した土地分配の不平等性と利用されていない多くの土地の存在¹⁶⁾。

このような決定的な不平等性を構造として保持するチアパスにおいて、相対的にはあれ、もっとも農民たちにとっての条件がととのっているのが、ベヌスティアーノ・カランサ共同体である¹⁷⁾。

チアパス州中央部の肥沃な溪谷を含み込む地域に、ベヌスティアーノ・カランサ共同体は位置する。この共同体の成員はトティケ (totique 毛深い人・神・太陽の意) と呼ばれるツォツィル系先住民、「上張り者 *revestido*」と呼ばれるラディーノ化した先住民、そしてラディーノである¹⁸⁾。

さて、ベヌスティアーノ・カランサ共同体がその中心をなすベヌスティアーノ・カランサ行政地区 (1934年まではサン・バルトロメー・デ・ロス・ジャノス地区) の土地問題は、18世紀後半にまで遡る。

1767年に近隣のオストウタ村が伝染病による村人の死亡とそれにつづく逃散のために消滅したことをうけて、サン・バルトロメーの村民たちはオストウタの土地 1,660 カバジェリア (72,360ヘクタール) の継承・占有をスペイン王室に対して申請した。王室財務官はサン・バルトロメーの人口規模をふまえて、360カバジェリア (15,700ヘクタール) を「共有地 (エヒード *ejido* ただしメキシコ革命によって法的に規定されたエヒードとは異なる)」として認定、残りの土地を先住民が望めば売却可能な共有地とし、1769年にこれが当時のスペイン王カルロス 世によって承認された。

この王権による承認という歴史的事実は、ひとつの政治的・法的問題を構成する根拠となっている。それは共和制が成立する以前の「契約」を論拠とした土地回復要求という契機がもちこまれているからである。具体的には植民地宗主国の主権者であるスペイン王カルロス 世によって1769年に承認された土地の占有権をもとに、「共有地」の拡大と回復あるいは新たな獲得を先住民たちが要求しているのである。

この要求は法的には「先住権」の承認とその内容がいかなる範囲におよぶのかという問題を惹起せざるを得ない。「先住権」にかんする先駆的な事例としては、オーストラリアのアボリジニー指導者エディー・マボがクイーンズランド州を相手取った、いわゆる「マボ裁判」が挙げられよう。この裁判における「先住権」の問題とカランサ共同体成員たちによる請求とは、たしかに土地の略奪という歴史的な負の側面において共通性がある。

そしてマボ裁判で主要な問題となったように、憲法定定以前に遡る法的判断が、カランサ共同体の場合にも問題とならざるを得ない。つまり、王と現地住民とのあいだに限定された絶対王制のもとでの法的契約をいかにして近代法的体系のもとで論じることが可能なのか。近代的な法的主体が成立しえない状況下での「下賜」の承認を、どのように現今の土地占有をめぐる権利の要素となしうるのか。こうした疑問が当然のこと、生じてくるのである。

さらにそこに、司法判断のうえで問題となる「共有地」の質的差異が重なっている。

チアパス現地においては、1917年憲法で明文化された「共有地」の社会的・政治的承認を要

請する大統領裁決が繰り返し出されたにもかかわらず、支配層による不法な抵抗と否認にあつてきたため、「共有財 commons; Bienes Comunales」としての土地すなわち「共有地」は1970年代にいたるまで、ごくわずかにしか認められてこなかった。

「共有財」としての「共有地」は、1917年憲法の規定をふまれば、「共同占有」の具体的な対象であり、法的な意味での所有権は最終的に国家に帰属する。ただし、共和制の根源として措かれる憲法によって、資本制的売買（原理的には土地の資本への転化と資本の貨幣への転化にもとづく等価交換）が政治的・法的に禁止されていた。そのため、過去・現在・未来にわたる「国民」総体の名における「所有」が権利として設定されており、当該地を生活のために用いる、過去・現在そして未来の「国民」の一部としての農民が、排外的集団利用としての「占有」をおこなうという図式が成立する。

1917年憲法で規定された「共有地」は、共和制国民国家の名における特定された住民集団への法的依託であり、占有・利用の排他的権利の行使対象として構成される概念にほかならない。そこに見えてくるのは、事実としては人種主義的支配層に土地を強奪されているにせよ、また代議政体のつねとして建前上でしかないにせよ、統治の主体がそのままにして統治の対象となる社会的なメカニズムである。

その一方で、ベヌスティアーノ・カランサ共同体の農民たちが歴史的根拠とする「共有地」は、独立以前の土地にかかわる代理権であり、その権利を可能とする権力の源泉は王権に求められている。だが、そこに登場するのは近代的な法体系とりわけ公法をめぐる主権ではありえない。王権の正統性を前提にしなければ共同体農民たちによる請求の歴史的根拠は成立しえない。しかしその正統性を肯定的にとらえるならば、原理的には植民地支配の正当化がともなわなければならない。

さらに、共同体が活用してきた植民地期以来の「共有地」は、19世紀半ばのチアパス州政府による強圧的政策のもとで、「荒蕪地 baldío」すなわち「無主地 terra nullis」として、ほとんどローマ法的な所有 = 処分の対象とされてしまった。これは、「共有地」が近代的所有以前の状態としての占有、すなわち共同所有でも個体的所有でもない活用の形態としての占有の対象として認識され、そこに近代的統治にもとづく私的所有 = 取得様式の支配的ヘゲモニーがもちこまれたことを意味する。かつての「共有地」は、近代的所有の問題圏のなかで論じられなければならない宿命を押しつけられたと言える。そこには、かつて王と現地住民とのあいだに限定されていた土地をめぐる「契約」が、社会的に通用するという意味で国家規模での社会性を持つ近代法のもとで、いかなる意義をもちうるのか判定されるという、法制度史的なギャップもさしはさまれるだろう。

こうして幾つかの重要な矛盾が生まれてくる。むろん、戦術としての法廷闘争といった側面など、ベヌスティアーノ・カランサ共同体の農民の請求は一定の有効性を予測しえるものではある。だが、この法的請求は、理念としても先住諸民族の存在を否認しようとするメキシコ共和制の根底的矛盾に達着せざるを得ない。その矛盾とは、農民たちがこれまで疎外・収奪・搾取されてきた歴史をどこかで免罪してしまうような、主体性の剥奪の契機が否応なく組み込まれた支配の存在を前提する装置と機構の承認なのである。

この事例にも顕著だが、メソアメリカの強力な人種主義的支配層の形成と維持・再生産のも

とにある空間においては、しばしば、土地にかかわる「伝統」の系譜が求める「場」であり、一種の社会資本とも考えうる（潜在的な、あるいは「歴史的な根拠」をもった）「共有財」である土地と、近代的土地所有制の対象とされる（あるいは現地の権力関係にもとで支配層によって事実上所有されている）土地とは「同じ空間」である。

つまり、恣意的な制度として「外」からもちこまれた、しかし支配的な条件を構成する大地主の農場が、そのまま、先住民側から要請される「伝統的な共有地」と文字通り重なりあっている。そして問題となる土地そのものが、現実に拘束力をもたないとはいえ、法的範疇としての共同占有の対象である「共有地」なのである。

では、メキシコ共和制下における所有と、「共有地」の承認にみられる占有 = 排他的利用権との関連は、理論的にはどのような問題を構成しているのだろうか。

1917年憲法における「共有地」は、公法とくに行政法的な質をもって設定されている。それは私法の型にならないながらも、私法とともに、メキシコにおける法的関係一般としての法体系の完成にむけた私法的領域への補完として定められたものといえる。土地所有をめぐるのは、土地の資本制的私的所有への補完として、想念上の歴史を通貫する「国民」総体を現実の資本制的共和制における最高の所有主体と仮構した上で、共同体の排他的利用としての「共有地」占有が認められているわけである。

たしかにこうした憲法上での規定は、植民地期以来の土地からの農民の強制的分離に一定の歯止めをかけ、農民を層として保護する機能を一定有してはいた。だがあくまでもそこでの共同的な占有は私的所有の対象外の土地そのものに限定され、土地にはたらきかける人間行為としての農業に必要な生産諸手段まで保障するものではいっさいなかったのである。ここである種の歴史的二重化が起こっていることに注意を払っておくべきだろう。

つまり、一方では、共同的な占有対象としての土地は、資本制的取得関係 = 所有関係における「物」にたいする所有権のもとに、ブルジョア社会においてはじめてその性格を自ら明らかにした「公法」的なものとして措定されている¹⁹⁾。だが、他方では、人間の実践としての農業が必然的に要請する、人間と土地との相互連関としてあらわれる共同占有 = 集合的・農民的実践の諸関係は、きびしい政治的・社会的な制限のもとにつなぎとめられ、その自生的な発展をはばまれたのである。

そのため、法的前提があっても、農民自身による生産手段の共同占有が事実として存在しえず、具体的な農業の組織化がはばまれ、しばしば人種主義的地主たちの物理的な暴力による土地の強奪がゆるされることにつながってしまったといえる。つまり「共有地」の設定が、植民地的土地所有の正当化のために19世紀にもちだされた「国家最高地主」説的な問題圏にとどまりかねない状況が存在している²⁰⁾。

以上をふまえれば、3つのファクターあるいは力のあいだでのコンフリクトが発生することになる。そのファクターとは、国家を最終的な所有者として措定する枠組みのもとで、法的主体としての通時的「国民」の共有財という性格を法的に限定付けられた共同「占有」その法的設定にもとづいて現在以降の通時的な「占有」をもとめるとともに、歴史のなかで蓄積された（あるいはそのようなものとして再構成された）社会 - 文化的な「伝統」の系譜を（戦略的な仕方も含めて）重視する農民の存在、現地支配層 = 大地主の事実上の所有として機能する、

歪められた「占有」状態，である。

こうしたコンフリクトは，農民たちにとっては，近代的な法のもとで論理的には農民の要求が認められなければならないはずなのに，それがじっさいにはないもののように扱われているという，現地においてはほとんど不可能に思われるような法的「占有」の実現というまったく異なる側面を伴った，現実的な（実力行使を含めた）政治闘争として現われるのである。

上述したコンフリクトは，理論的 法的な面でも，現実の闘争局面でも，「同じ土俵」の上で綱引きがされているように見える。だが，そこに「主体」という契機を導入したさい，どうなるだろうか。

たしかにこの事態を近代の圏域で考察するならば，法的なものであれ，政治の発現としての闘争であれ，そこにまず登場するのは，支配的大地主層とわずかな土地しか持たないか土地なしの先住民農民（および非先住民の貧農）という利害を真向から異にする2つの主体である。

だが，近代的な法体系のみが先住民農民の拠ってたつ「根」ではない。先に触れた，歴史のなかで蓄積された（あるいはそのようなものとして再構成された）社会・文化的な「伝統」というファクターがそこにかかわっているからである。

人種主義的な状況のさなかで「原理としての生き延び」を生きてきた農民たちがこらす工夫は，土地問題をめぐるコンフリクトの繰り返される生起という状態を経て，「外部」との交渉能力を有する人びとを新たな地域指導者「層」として登場させる歴史的要因のひとつだった。

先住民農民にとって，しばしば，土地はたんなる物質的なものにとどまらない。自分を取り巻く環界（Umwelt）である「自然」と不可分一体としての存在という「伝統」的な観念もまた生き延びてみいる。

チアパスに深く関わってきた人類学者カルロス・レンケルスドルフは，こうした状況と長期にわたる緻密なフィールドワークをもとに，主体をア・プリオリに措く設定ではなく，言語的文脈における間主体性， 社会における間主体性， 自然における間主体性， 文化における間主体性， という4つの相互に関連する間主体性を主語の位置に置き換える観点を提起している²¹。

この提起は，理論的にはあまりに特殊であり，また，間主体性という用語の含意がわれわれの学的文脈でのこの語の含意と相当に齟齬をきたしてしまっているという点で弱点をかかえていることは否めない。だがそれでも，チアパスの状況（全面的ではないにせよ，不可欠な構成素としては総体的な状況）を考察にするにあたって，十分に活かすべき内容を具えているように思われる。とりわけ，言語的文脈・社会・自然・文化も所与のものとして設定されているものではないという問題設定は受けとめてみるだけの価値をもっている。それら間主体性が生成される4種の「状況」は，それらと人間との相互作用，人間同士の相互作用，人間以外の諸力の相互作用（資本制にかかわる政治・経済的な諸力はたしかに人間が生みだしたものであるが，社会的な力を具えている点で人間を超えており「人間以外」とできるだろう）によって，可変的・可塑的な場として考えられているからである。

おわりに

以上のことから、次のような暫定的な論を導出することができるだろう。

「伝統」を現在のもとにとらえるならば、それを「近代」的論理体系に対抗的に措定して当て嵌めることはできない。なぜならば、われわれの対象となる「伝統」は、植民地期以来のたえまない再編を被ってきただけでなく、「近代」のもとで決定的に変容させられてしまったからである。それゆえ「近代」と「伝統」を二項対立的で互いに共約不可能なものと措くのではなく、「近代」のさなかに現れる「伝統」をとらえ、それを表現するに適した言葉の構造・力あるいは運動の分析（「近代」のもとにとらえられた様態）を必要な迂回路として考える作業が求められているのではないか。民族集団の固有性が、チアパスの現実における開かれた多様な文化の必要かつ不可欠な側面として再創造される契機としても、この可能性は重要だ。

この可能性を踏まえてチアパスでの土地をめぐるコンフリクトを考えると、「近代」の「内部」でのたたかい、「近代」と先住民農民たちによって分節化された「伝統」とのたたかい、農民たちが「近代」のもとにあらためて見出した「伝統」の「内部」でのたたかい、という異なる位相での諸力の結合状況が見えてくる。

とりわけ土地をめぐる「近代」と「伝統」との相克にかんしては、近代的な所有論の圏域におさまりきれない諸要素・諸力が、この結合状況のなかから見出されうらだろう。ただし、それらの諸要素・諸力も、法領域における理論的設定と現実の政治闘争との緊張関係においてとらえかえされるべきだという点に注意を払う必要がある。そして、それらが互いにどのような関連（切断）を有するのかは、個々の共同体の歴史的な変容過程にかんする具体的な分析をつうじてそれがいかに困難なものであっても、できるかぎり現実化が可能な回路を介して明らかにされねばならない。

註

- 1) 山崎カヲル「マルクス主義と経済人類学」、同編『マルクス主義と経済人類学』、柘植書房、1980年、18-25頁。
- 2) 資本論草稿集翻訳委員会訳『マルクス 資本論草稿集1』、大月書店、1981年、57-8頁。
- 3) 今村仁司『マルクス入門』、ちくま新書、2005年、181-2頁、/は原文改行箇所。
- 4) 本号所収の渡辺公三と中田英樹の論考は、人類学の形成過程をふまえて、「あるがままの過去」を想定する学的イデオロギーの問題をとりあつかっていると読むことができよう。
- 5) 本号所収の佐々木祐論文における、異なる統治空間としてのニカラグア共和制とマタガルパの先住民社会との弁別と、後者の近代的統治への包摂にかんする分析を見よ。
- 6) 小谷汪之『共同体と近代』、青木書店、1982年、208頁。
- 7) 資本論翻訳委員会訳『資本論』第一巻a、新日本出版社、1997年、151頁。しかしこれは現実の歴史にかんする事実確認的な叙述として読まれるべきではなく、上述した概念の再構成としての「歴史」認識として考えられるべきものである。その意味で、開始には括弧がつけられる必要がある。
- 8) 資本論翻訳委員会訳『資本論』第一巻a、149頁。[]内は崎山。
- 9) 長原豊「われら瑕疵ある者たち」、『現代思想』第32巻第5号、臨時増刊・特集マルクス（2004年4月）、115-6頁。ちなみに、太初とは貨幣生成にかかわる『資本論』現行版交換過程論での叙述における修辞である。また、ここでの「円環」という修辞は、ルイ・アルチュセールが『『資本論』を読む』の序文

土地所有にかかわる「伝統」と「近代」の相克をめぐる幾つかの論点について（崎山）

- の末尾に述べた、資本制社会という全体的な閉鎖性を仮構しそれに物質性さえも与えてしまう「主体」の論理がもつ問いの運動と質にほかならない。
- 10) 拙著『思考のフロンティア 資本』, 岩波書店, 第1部第5章および第2部第2章を参照。
 - 11) 資本論翻訳刊行委員会訳『資本論』第2巻, 新日本出版社, 1997年, 63頁。ただし適宜改訳してある。
 - 12) マルクス=エンゲルス全集刊行委員会訳『マルクス=エンゲルス全集』第19巻, 238-9頁。ただし『資本論』フランス語版引用箇所訳は, 江夏美千穂・上杉聡彦訳『フランス語版資本論』下, 法政大学出版局, 1979年, 395・397頁を採用した。
 - 13) E・マンデル, 北沢洋子訳「現代帝国主義の推進原動力について」, 北沢編『新帝国主義論争』, 亜紀書房, 1973年, 209頁。
 - 14) Palloix, Christian, *L'internationalisation du capital, Éléments critiques*, Paris, F. Maspero, 1975, p.185. 同じ著者の以下の論文も併せて参照せよ。Idem., “The Self Expansion of Capital on a World Scale,” *The Review of Radical Political Economics*, No.9, 1977. また, パロワの論の問題設定をめぐっては, 若森章孝『資本主義発展の政治経済学』, 関西大学出版部, 1993年の266頁以降を見よ。
 - 15) Bagú, Sergio, *Economía de la sociedad colonial; ensayo de historia comparada de América Latina*, Buenos Aires, El Ateneo, 1949.
 - 16) Secretaría de la Economía Nacional, Dirección General de Estadística, *II Censo Agrícola, ganadero y Ejidal 1940*, Ciudad de México, Talleres Gráficos del la Nación, 1948. また, 以下もあわせて参照のこと。Reyes Ramos, Maria Eugenia, *El reparto de tierras y la política agraria en Chiapas 1914-1988*, México D. F., UNAM, 1992, pp.65-6.
 - 17) 本節以降のベヌスティアーノ・カランサ共同体にかかわる叙述については, Molina, Virginia, *San Bartolomé de los Llanos. Una urbanización frenada*, México D.F., SEP-INAH, 1976.; Díaz de Salas, Marcelo, *San Bartolomé de los Llanos en la escritura de un etnógrafo*, Tuxtla Gutiérrez, Chiapas, Gobierno del Estado de Chiapas, 1995.; García de León, Antonio, *Resistencia y utopía*, 2tomos, México D.F., Ediciones Era, 1985.; 小林致広「チアパスにおける先住民運動() ベヌスティアーノ・カランサの共同体成員の土地闘争」, 『神戸外大論叢』第48巻第2号(1997年9月), 19-40頁を参考にした。
 - 18) 「ラディーノ」なる人種の範疇は, さしあたっては, 地域における「階級」的な表現としての社会的な不平等, 人種主義, そして貧富の問題と関連した, 実体的・本質主義的に分節化された「先住民」像を基準にした先住民的ではない人びとをさす広く曖昧な概念として考えるものである。
 - 19) こうした占有=所有の法理論的な問題設定をめぐっては, 1920年代ソヴェトにおける論争が参照項として考えられる。とくにエフゲニー・パシュカーニスおよびニコライ・ラズモフスキーの論が法的形態と占有・所有との関係について興味深い。藤田勇『ソビエト法理論史研究 1917 - 1938』, 岩波書店, 1968年, 第2章を参照。
 - 20) 国家を唯一の所有者とし人民を占有者とするこうしたパラダイムが, マルクスの言う「アジア的専制」のもとでの共同体論とむすびつけられたことを理由の一端として, 新従属論の勃興期に「アジアの生産様式」をめぐる議論がメキシコ(ラテンアメリカ)でもなされた。Bartra, Roger, [ed.], *El modo de producción asiático*, México D.F., Ediciones Era, 1969. だが, 本稿で論じた方法論としての歴史認識のもとに論争がなされたのではなく, 歴史的時間の前後関係としての「資本制に先行する」諸社会構成体の問題として論争が展開されたため, 有意義な問題設定にいたらぬままに論争は立ち消えになったといわざるをえない。
 - 21) Lenkersdorf, Carlos, *Los hombres verdaderos: Voces y testimonios tojolabales*, México, D.F., Siglo veintiuno, 1996.